むつ年金事務所 ☎22-2278

日本年金機構から送付される各種通知書について

ねんきん定期便

これまでの年金加入記録をご確認していただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくために送付するものです。

【送付対象者】国民年金および厚生年金保険に加入している方

【送 付 時 期】毎年誕生月(1月生まれの方のみ誕生日の前月)

年金額改定通知書・年金振込通知書

○6月にお知らせが届いた方

毎年6月に、1年分の「年金支払額」などをまとめてお知らせするものです。

【送付対象者】年金を受給している方

【送 付 時 期】毎年6月上旬頃

○6月以外にお知らせが届いた方

年金支払額や受取金融機関に変更があった場合に、その都度「年金支払額」などをお知らせするものです。

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(平成30年分)

所得税の課税対象となる方から、所得税額計算の際の各種控除額の算定のもととなる「扶養親族等申告書」を提出していただくため、お送りするものです。

【送付対象者】老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方のうち、受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方

【送 付 時 期】毎年10月上旬頃(※今年度は個人番号(マイナンバー)を申出していた だくことから、8月に送付しています)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

年末調整または確定申告時に必要となる国民年金保険料納付額を証明するものです。

【送付対象者】毎年1月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納めていただいた方(被保険者ご本人)

【送付時期】毎年11月初旬頃

公的年金等の源泉徴収票(平成29年分)

平成29年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせするものです。

【送付対象者】老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方

【送付時期】毎年1月上旬頃

※各種通知書をなくした場合は、担当までご相談ください。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当:宮澤